

～令和4年3月末日まで融資申請を受付～

原子力災害に伴う「特定地域中小企業特別資金」の
取扱期間の延長します

令和3年3月31日
福島県
中小企業基盤整備機構

福島県及び独立行政法人中小企業基盤整備機構（本部：東京都港区、理事長：高田坦史、以下「中小機構」）は、原子力発電所事故の被災区域に事業所を有する中小企業等の事業継続・再開に向けた長期・無利子の融資制度である「特定地域中小企業特別資金」の取扱期間を1年間延長し、令和4年3月末日まで融資申請を受け付けることとしました。

福島県及び中小機構は、平成23年6月より、中小機構の高度化融資の枠組みを活用し、原子力発電所事故の被災区域に事業所を有する中小企業等が福島県内において事業を継続・再開する場合に必要な事業資金を長期・無利子で融資する「特定地域中小企業特別資金」事業を実施しております。

当融資の取扱期間は、これまで9度延長し、本年3月末日までの申請受付となっておりましたが、被災区域の状況や関係団体からの要望等も踏まえ、更に1年間延長し、令和4年3月末日まで融資申請を受け付けることとしました。

制度の概要（融資対象者、資金使途、限度額、期間等）については、別紙の「特定地域中小企業特別資金の概要」を御確認ください。

【本件に関するお問い合わせ先】

福島県商工労働部経営金融課（電話：024-521-7288）

(別紙)

○特定地域中小企業特別資金の概要

資金種類	(A資金) 県内の移転先において事業を継続・再開する資金	(B資金) 避難指示が解除された区域等において事業を継続・再開する資金	(C資金) 事業者事業再開等補助金の交付を受けて事業再開・展開等を行う資金
対象者	平成23年3月11日時点で、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域及び特定避難勧奨地点に事業所を有し、県内の移転先において事業を継続・再開する中小企業等	平成23年3月11日時点で、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域、特定避難勧奨地点、旧屋内退避区域及び旧緊急時避難準備区域に事業所を有し、当該区域内において事業を継続・再開する中小企業等	平成23年3月11日時点で田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村に事業所を有し、「福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金」(以下「事業再開等補助金」)の交付を受けて、県内、県外において事業再開・展開等を行う中小企業等
	原則として、避難指示解除から6年後まで貸付申請可能(平成27年3月31日以前に避難指示等が解除された区域は、令和4年3月31日まで)		
融資限度	3,000万円以内	3,000万円以内 (B資金を既に利用した方が追加融資を受ける場合は、上記融資限度額から既融資額を差し引いた額を限度とする)	「事業再開等補助金」の「補助対象事業費+消費税-補助決定額」で計算された額 ただし、補助対象事業費が「事業再開等補助金」の交付要綱に定める補助対象上限額を超える場合には、補助対象事業費を補助対象上限額に置き換えて計算される額とし、消費税は補助対象上限額に対応した額
融資期間	20年以内(うち据置5年以内)		
融資利率	無利子		
担保	無担保		
保証人	代表者保証(法人の場合)		
取扱期間	令和4年3月31日まで随時 (ただし、原子力発電所事故の状況等を勘案し、必要に応じ1年毎に期間を延長する。)		
申込先	県内の商工会議所又は商工会、公益財団法人福島県産業振興センター		

<特別資金の申込に関する問い合わせ先>

公益財団法人福島県産業振興センター 企業支援部

原発災害対策特別融資チーム 電話:024-525-4019

住所:福島県福島市三河南町 1-20 コラッセふくしま 6階